



木造住宅耐震化補助

【申込・問合せ先】
建築住宅課 ☎内線 2619

木造住宅の耐震診断・耐震改修工事を受ける人に、その費用の一部を補助しています。

【対象者】▽市内に住む住宅所有者（親または子の住宅を含む）▽市税などを完納している人（納期到来分）

【対象住宅】

▽昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての住宅
※住宅以外の用途や建築工法により、対象とならない場合があります。
▽2階建て以下で、延べ面積が500平方メートル以下

○耐震診断を受ける人

【対象】

県木造住宅耐震診断事務所に登録している事務所が県のマニュアルに基づき実施する耐震診断

【補助金額】 補助対象経費

の3分の2以内（上限2万円）
【棟数】 25棟（先着順）

○耐震改修工事をする人

【対象】 耐震診断の結果、基準以下となった木造住宅に行う設計・工事・工事監理
【補助金額】 補助対象経費の3分の2以内

【上限額】 設計 20万円、工事 60万円、工事監理 4万円
【棟数】 7棟（先着順）

【申込方法】 建築住宅課で事前相談を受け付けます。

対象住宅が確認しますの
で、希望する人は住宅の建築年度・構造・規模などを調べてお越しください。
※申請書は工事着手前に提出してください。
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

国保高額療養費制度

【申請・問合せ先】 保険健康課保険業務係
☎内線 2134・2180 または各支所市民保険係

1ヵ月（月の1日から末日まで）にかかった医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えたとき、申請して認められると、差額分が高額療養費としてあとから支給される制度です。支給対象となった人には、診療月の翌々月下旬に、保険健康課からお知らせのがきが届きます。

【申請に必要なもの】

お知らせのがき、医療費の領収書、世帯主の振込み口座がわかるもの（漁協は除く）、印かん

【以下のことに気をつけてください】

- はがきが届くまで高額療養費の手続きはできません
- 診療内容の再審査などによりお知らせが遅れる場合があります
- 自己負担限度額や計算方法は、年齢、住民税課税状況などにより異なります
- 診療月の翌月1日から2年を経過すると時効のため申請できなくなります

ダニ媒介感染症にご注意ください！

ウイルスを保有するマダニに咬まれることで感染するSFTS（重症熱性血小板減少症候群）が県内でも報告されています。農作業や庭仕事、山歩きやキャンプなどで野外に出かけるときは注意しましょう。

【マダニとは】 マダニは主に森林や草地などに生息する大型のダニ（吸血前で体長が3～4mm）です。食品や衣類など家庭内で生息するダニとは種類が異なります。

【SFTSの主な症状】 ウィルスを保有するマダニに咬まれてから6日～2週間の潜伏期間の後、

発熱や消化器症状（おう吐、下痢、腹痛）など ※その他、日本紅斑熱、つつが虫病などの感染症があります。

【対処方法】

- 肌をできるだけ出さないように心掛ける
- 地面に直接寝転んだり、腰を降ろしたりせず、敷物を敷いたり、椅子などを利用する
- マダニに咬まれたときは、つぶしたり無理に引き抜いたりせず、できるだけ病院で処理してもらう
- 野山などに出かけた後、発熱などの症状が出た場合には、すみやかに医療機関を受診する

【問合せ先】 保険健康課保健企画係 ☎内線 2137